

第 1041 回教育委員会 会議録

平成 29 年 5 月 18 日

14:00～15:00

①開 会

<廣瀬教育長> それでは、ただいまから、第 1041 回教育委員会を開会いたします。

<廣瀬教育長> 議事等に先立ち、申し上げます。さきほど、3名の傍聴の申し出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<廣瀬教育長> 会議録署名委員に、涌井委員と片桐委員を指名いたします。

③会期の決定

<廣瀬教育長> 会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<廣瀬教育長> 議事に先立ち、報告があります。

(1)「山形県公立高等学校一般入学者選抜における県外からの志願者受入れについて」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長> それでは、公立高等学校一般入学者選抜における県外からの志願者受入れについて御報告申し上げます。

まず、県外からの志願者受入れを実施する高等学校についてですが、2校から申請がございました。1校目は県立加茂水産高等学校です。直近5年間における最終倍率の平均値が1倍に満たないこと、及び県内唯一の学科が設置されている、という要件に該当しています。学校の特色としましては、SPH（スーパープロフェッショナルハイスクール）の指定を受けており、「水族館学概論」など、特色ある学習を行っております。また、水産業をはじめ、食品加工やマリンスポーツなど、水産・海洋教育の範囲を広げ、幅広い教育を展開しております。2校目は県立遊佐高等学校です。直近5年間における最終倍率の平均値が1倍に満たないこと、及び1学級規模の学校であり、学校と地域との連携が確立している、という要件に該当しています。学校の特色としましては、全国でも珍しい1学級規模での総合学科であることに加え、学校設定科目「デュアル実践」では地域と連携し、長期インターンシップを実践しております。また、授業だけでなく、ボランティア活動や部活動、進路学習において地域との連携が図られております。

申請を受けまして、平成 29 年 5 月 9 日（火）に、山形県立高等学校
県外志願者受入審議委員会を開き、意見の聴取を行いました。その結果、
申請があった 2 校について、県外からの志願者受入れを承認してはいか
がか、との意見がとりまとめられ、平成 29 年 5 月 11 日に教育長より承
認を受けたところです。

今後の進め方ですが、出願手続き等の詳細及び県外から志願し入学し
た生徒が、保護者と離れて生活することになる場合の生徒の住居や保護
者に代わり指導や世話をを行う人物について届け出る方法の詳細につき
ましては、「平成 30 年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項」及び
各高等学校の募集要項に記載予定でございます。

最後に、今後の日程について、でございます。5 月下旬に県外からの志
願者受入れ申請校への受入承諾に係る通知、教育事務所・市町村教委・
各中学校への通知、プレス発表、県ホームページでの周知を行う予定で
す。6 月以降に各都道府県教育委員会への通知、各高等学校による学校
説明会や各校ホームページでの周知を行う予定でございます。8 月上旬以
降は記載のとおりです。

報告は以上でございます。

<廣瀬教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<山 川 委 員>

県外から志願者を受け入れるということについては大いに賛成です。
応募を待つだけではなく、積極的に来てもらうようにする方がいいので
はないかと思っています。その際には例えば寮であるとか、下宿先であ
るとか、そういったところまでフォロー出来るような体制をつくってお
いた方がいいと思います。

<高校教育課長>

加茂水産高校はこれまでも下宿を斡旋している経験があるようでご
ざいまして、さらに充実させていくという話を伺っています。遊佐高校
は町との間で下宿先の斡旋等の充実について、検討を進めているとい
うことを聞いております。

<廣瀬教育長>

積極的な魅力の発信と、しっかりとした受け入れ態勢の 2 つを十分対
応できるようにしておいた方がいいですね。

<廣瀬教育長>

他に、御意見、御質問ございますでしょうか。

<涌 井 委 員>

地域枠というか、一定程度山形県内の生徒を優先するとか、そういう
お考えはあるんですか。

<高校教育課長>

定数という形では決めてはおりませんが、倍率に応じて極端に県外か
らの合格者数が増えることが無いように、一応の規定を設けておりま
す。

<涌 井 委 員>

わかりました。

<廣瀬教育長>

次に、(2)「平成28年度いじめに関する定期調査の結果について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長>

平成28年度本県独自調査の結果の分析について、御報告いたします。報告2-1をご覧ください。定期調査につきましては、7月と12月の年2回、小学校全253校、中学校98校、高等学校53校(定時制、通信制も各1校とカウント)、特別支援学校17校で実施しておりますが、今回の報告は年間のまとめになります。

2(1)を御覧ください。平成28年度の年間いじめ認知件数は、高等学校を除き、認知件数は増加しており、県全体では、前年比866件増となっております。各学校において、積極的な認知を図りながら早期対応を図ろうとしている結果と受け止めております。高等学校における減少は、中学校からの丁寧な指導や高校での生徒活動等を中心とした未然防止の取組などにより、いじめ認知が減ったという面もあるかと思えますが、学校の観察の不足や対応の不十分さによる減少になっていないか、という視点で評価していくべきであろうと考えております。

続いて、2の(2)の解消状況ですが、年度末までに認知されたいじめに対する解消状況でございます。「いじめが解消した」、いわゆる解消率といたしましては、年々下がっていることが読み取れますが、「一定の解消が図られたが継続支援中」の割合を合計いたしますと、H26が98.4%、H27が98.6%、H28が98.9%という状況でございます。このことから、県全体として各学校が、いじめ問題に対し、注意深く継続して経過を見守り、時間をかけて丁寧に指導をはかろうと努力している状況がうかがえます。何をもちいじめの解消とみるか、につきましては、なかなか難しい判断があるわけですが、解消と判断した場合でも、引き続き日常的に注意深く児童生徒を観察したり、声掛けしていく必要があると考えております。

いじめ認知の追跡状況につきましては、(2)の②、③が示すとおりでありまして、本県では過去2ヶ年までさかのぼって追跡しております。

続きまして、(3)を御覧ください。いじめの発見のきっかけでございますが、定期的なアンケート調査がいじめの発見に至る重要なきっかけとして捉えることができるかと思えます。

データを詳しく見ていただきますと、本人や保護者からの訴えが増加していることがわかります。各地で相次いで起こっているいじめ問題の深刻さが社会全体に認識され、児童生徒が小さなことでも周囲に訴えたり、子どもの小さなサインも見逃すまいとする保護者の姿勢がうかがえるようになってきたものと捉えております。

続きまして、2-2を御覧ください。いじめの態様に関する複数回答であります。前年比において、「仲間はずれ、集団による無視をされる」が減少しております。肯定的にみれば、学校が組織全体で、学級づくりや集団づくりに取り組んでいる成果とも読み取れますが、集団によるい

じめは陰湿化、深刻化しやすい傾向にありますので、ケースに応じた注意深い対応が今後も重要と考えております。なお、いじめの態様について、2-3の小学校、2の(4)を御覧いただきますと、小学校では、④の「ひどくぶつかられたりたたかれたりする」、⑥の金品(消しゴムなども含む)を隠されたりする、⑦の「いやなことや恥ずかしいことをさせられる」が、小学校の認知件数の全体の増加率を超える増加率をみせており、小学校における粗暴行為の増加について注視する必要があると考えております。同様に2-4の中学校では、①の「冷やかしかからかい」が30%、⑧の「パソコンや携帯電話での誹謗中傷」が60%と、全体の件数の増加率を超えて増加しており、留意していく必要があると考えております。

資料戻りまして、2-2の「4 同集団における経年の認知件数の推移」となります。「中1」を例に説明させていただきます。「中1」の3つの棒グラフのうち、一番左側が小5の時の認知件数、真ん中が小6の時、一番右側が中1の時となります。中1の場合を見ますと、新入学など環境の変化が起こる際に、件数が一気に増加しております。新しい環境での緊張が和らぎ、多様な人間関係が形づくられていく中でトラブルが生じやすくなることを示していると捉えられます。

2-3以降につきましては、各校種別の詳細資料となります。校種の中でも、学年による認知件数の違いや変化もみられますので、御覧いただきたいと思っております。

全体として、いじめの認知件数の増加については、「早期認知が解消の第一歩」と考え、肯定的にとらえております。

一方では、「いじめは絶対に許さない」という根本にたち、未然防止の一層の推進という視点から、認知件数を減少させることも重要ですので、多寡や増減だけに目を向けることなく、増減の理由や背景について、今後もしっかり分析していきたいと考えております。

以上、定期調査の報告とさせていただきます。

<廣瀬教育長>

ただいまの説明について御意見、御質問等ございますでしょうか。

<山川委員>

認知件数が増加しているのを肯定的に捉えるのは基本的には理解できるんですが、増え方ですね。ここ2、3年で1,000件以上ずつ増えているのは、今の説明で、積極的に認知して、早期に対応した結果ということだろうなと思いつつ、少し不安なところもあります。

認知件数が少ないことがいいということではもちろん無くて、きちんとやればそれなりの件数は出てくるんだと思うんですが、肯定的な評価だけで本当にいいのだろうかという心配はあります。

資料を見ると、先生方が発見する割合はそんなに増えていないんですよ。本人、保護者からの訴えというところが増えている要素で、アンケートの取り方によって増えたんだろうなという推測が出来るんですが、先生方としては、これだけ件数が増えているのはやはり積極的に認知して対応した結果という認識なんですか。

<新野次長> アンケートの結果によって認知件数が増えているわけですが、教職員も非常に感度が高くなっておりますので、そういったところからの発見というの、割合的には、少なくなっておりますが、実態としては感度が高くなっているのではないかなと思っております。

<廣瀬教育長> 教職員による発見の数は増えていないので、教職員の感度は上がっていないと思います。これは、アンケートになるべく答えやすい雰囲気を作ったりして工夫しているんです。だから増えているんだと思います。あと、小学校の方は低学年ですごく増えていて、1年生は前年比45%増えています。低学年というのはいじめの対応が非常に複雑でわかりにくいんです。少しちょっかいを出されただけで、アンケートに書いてしまうこともあります。普通の行動がほとんどいじめみたいな受け止め方をされている可能性はあります。小学1年生のところの数字はそれが大きな原因だろうと思います。

中学校が相変わらず増えているのは心配なところはあります。これもアンケートを書きやすい雰囲気を作っているということが一つあると思いますが、ただ、山川委員御指摘のとおりどこまで件数が増えるのか、という不安はあります。

<山川委員> アンケートの方法が改善されて、件数が増えていっているといっても、どこかで増加は止まらないといけないと思っていて、まだ3年位の統計ですから今後も増えるのかもしれませんが、来年も1,000件増加したとしたら、アンケートの方法が同じでいいのか、どうなのでしょう。

<廣瀬教育長> 山形県はいじめ認知率が全国第3位となっておりますが、他の県で0件というところが一気に何百件となったりしていて、まだ統計取り始めて3年目ということもあり数値の変動が激しい時期です。果たして山形県が全国で3位というのは高いか低いかまだ分かりません。これから今まで全然やっていたところが追い付いてくるでしょうから。そのあたりで大体どの辺の位置付けになってくるかですね。山形県自体の増加率も非常に気になりますけど、全国的な位置づけにおける我が県の状況というのはまだ見えないと思うんですね。上位3県はどこでしたか。

<義務教育課長> 京都、宮城、山形です。一昨年度、文部科学省のいじめ問題行動調査では、件数が少ない県に照会をかけています。文部科学省自体は認知件数を上げるということについては、肯定的に捉えていると思います。学校にしてみますと、いじめ認知の後に面談等がありますので、認知件数が上がれば上がるほど学校の疲労感も増えるのかなと思います。

<廣瀬教育長> いじめを認定すれば、一連の作業が発生するので、文部科学省は、認定の抑制を絶対したくないんですよ。一言でも増えたことに対して否定的なことを言うと、たちまち学校現場が認知の抑制に走ってしまうこと

を非常に恐れている、どうしても現場は疲労感、多忙感で、いじめではないと判断してしまう場合があるので。いじめといじめでない境界のものについては、いじめ対応と認めずに処理してもいいと、ただし、数字だけはあげてくれと。対処方法を少し軽くしてもいいから、その代わり件数だけはあげてくれと。そうすると件数だけが全てを表すということにもなかなかなってこないということもあって、今回の基本方針の見直しに伴って、そういった定義とかやり方が変わってきますので、もうしばらく変動があるかもしれません。

<廣瀬教育長> 今までは先生用のリーフレットしか作っていませんでしたが、児童生徒向けのリーフレットも作ったので、来年はもっと増えると思います。全国との比較がまだわからないので難しいところはありますが、どのあたりで増加が止まるべきものかという意識は、そろそろ持ち始めないといけないと思っています。

<片桐委員> 高校におけるパソコンや携帯電話での誹謗中傷の件数が思ったより低いのですが、親への教育であるとか周知とかはしているんですか。親もすごく神経質になっていて、いじめに巻き込まれないように、というような認識がすごく高いのかな思っているんですが。

<高校教育課長> 携帯電話については高校は10年くらい前は多かったです。携帯電話を持つ時期というのもあろうかと思います。高校ですと、だいぶ慣れて、すでに高校一年生くらいだとかなりのヘビーユーザーになってきていますので。

<片桐委員> ある保護者なんか、子どもが家に帰ってくると携帯電話ばかり見て、LINEが入ってきてどうのこうのとか、それも一歩間違えると、いじめだという認識になれば、件数にカウントされるわけですね。

<義務教育課長> 高校は減っているんですが、小中は少し心配な傾向があります。

<廣瀬教育長> ネット関係のいじめが確認できないんじゃないかという疑いはあるんですよ。

<片桐委員> 難しいですね。

<涌井委員> 感度が上がっているのは親や本人かなと思うんです。実際、自分が親として感じるのは、本当にこういうネットのいじめはそこらじゅうに転がっている。特にLINE上でのいじめは日常茶飯事という印象です。友人の話だと、子ども達のLINEのグループを親も見られるように設定して、中身をチェックしながら対応している人もいますが、誰彼かまわず巻き込まれている状態だと思います。

<廣瀬教育長> ネット関係のいじめの認知は難しいところだと思います。いじめの定義はあくまで本人が精神的・物理的な影響を受けたということが定義なので、周りはネット書き込みしていても、本人がネットを見ていないと気付かないという。

<義務教育課長> 新庄市、最上町、酒田市、川西町、東根市で県単独事業になりますけど、いじめの無い学校づくりという3年続けた事業があって、生徒の活動を促して、いじめを生まない学級、学校、人間関係づくりをしているんですけど、県の方では情報共有が上手くなかったと思っています。ですので、子どもたちの活動を通して絆づくりですとか居場所づくりといったものをもっと広めていきたいということと、今年最上で国の事業でいじめの無い魅力ある学校づくりというのを受けております。全国的にも珍しくて、最上のサイズを活かして、小中学校全部含めていじめについて考えていくということをやっています。全国的に非常に注目をされていますので、もっと宣伝して、いじめというものを考えていかなければいけないかなと思っています。

<廣瀬教育長> ほかになければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<廣瀬教育長> 議第1号「山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館に係る指定管理者の募集について」、文化財・生涯学習課長より説明願います。

<文化財・生涯学習課長> 議第1号、「山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館に係る指定管理者の募集について」、御説明申し上げます。

1-1を御覧ください。

募集する施設は、高畠町の安久津地区「道の駅たかはた」の近くにあります「うきたむ風土記の丘考古資料館」でございます。

指定の期間は「平成30年4月1日から平成33年3月31日まで」の3年間でございます。

申請者に必要な資格でございますが、(1)から(10)まで掲げてございます。いずれも指定管理者募集に一般的な条件でございますが、この施設独自に設定した項目はございません。

提案理由は、平成18年4月から導入されている指定管理者制度を継続し、施設の効果的、効率的な管理運営が行えるよう、指定管理者の募集について提案するものでございます。

次に施設の概要について御説明させていただきます。1-2を御覧ください。

この考古資料館は古代の遺跡に関する資料の収集、保管及び展示を行う施設でございますが、県と高畠町で共同で運営されてきたという経過がございます。場所についても高畠町が管理します歴史公園の中にございまして、土地については高畠町から無償で使用貸借を受けております。敷地面積、建物の構造、面積等は記載のとおりでございます。開館

時間、休館日についても記載のとおりでございます。

入館者数及び利用料収入の実績ですが、平成 24 年度から平成 25 年度にかけてやや減少しましたが、その後持ち直しまして平成 26 年度からは年々増加しております。学校への PR、指定管理者の自主事業の工夫をしたことによるものでございます。

現在の指定管理者は高島町で、平成 18 年度の指定管理者導入時から継続して管理を行っています。職員体制につきましては、嘱託職員が 5 名、館長代理として町正職員が 1 名（町役場勤務）、合計 6 名となっております。

指定管理者に委託する業務でございますが、保守管理、清掃、保安警備や資料の収集・保管・展示、普及啓発業務、施設利用料の徴収及び減免等の業務でございます。指定管理料につきましては 3 年間で 38,405 千円が上限となっております。

最後に今後の選定スケジュールでございます。御可決いただきましたら 6 月 5 日には募集要項審査委員会で募集要項について審査していただく予定であります。その後 8 月 17 日から募集を開始したいと思っております。締め切りは 9 月 28 日を予定しております。その後 10 月の選定審査委員会で審査を受けまして、選定してまいりたいと思っております。その際、定例教育委員会におきまして候補者の選定についての御報告、12 月には指定管理者指定の付議をさせていただきたいと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について、御意見、御質問等ございますか。

<廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第 1 号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次に、議第 2 号「山形県神室少年自然の家に係る指定管理者の募集について」、文化財・生涯学習課生涯学習振興室長より説明願います。

<生涯学習振興室長> よろしく願いいたします。

2-1 ページをお開きください。

山形県神室少年自然の家に係る、指定管理者の募集について、御提案するものでございます。

神室少年自然の家は、真室川町にある青少年教育施設であり、最寄り駅の JR 真室川駅から北へ約 6 km のところに位置しております。

指定の期間は、「平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで」の 3 年間でございます。

3 の「申請者に必要な資格」は、先ほどの議第 1 号と同様でございま

す。

このたびの「提案理由」は、「山形県神室少年自然の家の効果的、効率的な管理運営が行えるよう指定管理者制度を平成30年4月から導入するため、その指定管理者を募集するもの」でございます。

続きまして、2-2ページをご覧ください。

まず、山形県神室少年自然の家の概要について御説明いたします。

1の設置目的は、他の県少年自然の家と同様、団体宿泊訓練としての研修会や野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図るものであります。

敷地面積は、約17万4千㎡あり、東京ドーム約4個分となります。

建物は、地上2階、地下1階建てとなっており、主な設備として、和室の宿泊部屋が10部屋、研修室2部屋、プレイルーム1部屋などがあります。なお、体育館はございません。

3の、利用時間及び休館日についてでございますが、原則、午前9時から午後9時までとなっております。休館日につきましては、①～④の日を休館日とすることができ、この基準内で指定管理者が自ら定めることとなります。

4の、延べ利用者数は、平成24年度の18,352人から、年々減少し、平成28年度は10,756人となっております。理由としては、児童生徒数の減少や、学校の宿泊学習の減少によるものでございます。

5の、管理運営体制は、現在、職員8名のほか、指導補助などを行う6ヶ月間の臨時職員と宿直対応などを行う非常勤職員2名となっております。

次に、指定管理者の公募に係る事項を御説明いたします。

3の、委託業務は、施設設備の維持管理や利用許可のほか、土・日及び祝日等を開催する、日帰りや1泊2日程度の短期の主催事業の企画・運営などの指導業務でございます。

指定管理料は、3年間で1億3,147万5千円を上限として、その範囲内での提案を受けることとなります。

最後に4の、選定スケジュールでございます。

本日、教育委員会へ指定管理者の「募集」について付議させていただいたところですが、6月5日の指定管理者審査委員会において、募集要項等を審査していただく予定であります。

その審査を経て、6月9日から7月21日までを募集期間に予定しております。

候補者の選定については、募集締め切り後、7月下旬以降の審査委員会で審査していただき、その結果を踏まえ、8月下旬以降に候補者の選定、公表の予定でございます。

選定された候補者については、県議会9月定例会での議決を経て、指定管理者の「指定」の議案について、教育委員会に付議させていただく予定としております。

以上、よろしく御審議の上、御承認くださいますよう、お願いいたします。

- <廣瀬教育長> ただいまの説明について、御意見、御質問等ございますか。
- <山 川 委 員> 平成 28 年度の利用者数は約 1 万人で収入が約 30 万円とすると、単純に計算すると 1 人当たり 30 円になると思うんですが、そのくらいなんですか。
- <生涯学習振興室長> 小中学生は原則無料で、シーツ代と食費だけ別途徴収しております。平成 28 年度が昨年度に比べて増えておりますのは、真室川町でスキー大会がございまして、競技役員や一般の方の利用が増えたものでございます。
- <松 田 次 長> 利用料とは別に実費を徴収しています。大人が利用しないと、利用料は積み上がりません。
- <涌 井 委 員> 利用料と、企画事業の参加料は別なんですよね。
- <生涯学習振興室長> そうです。指定管理になりますと、指定管理者の方で大人向けのヨガ教室とか新たな講座を実施しますので、朝日少年自然の家では収入が増えております。
- <片 桐 委 員> 段々利用者が減ってきていて、もったいないですね。私も団体で利用したことがあるんですけど、本当にいいところで、もったいないですね。もっと宣伝したらいいんじゃないですかね。庄内からも行けるので。
- <生涯学習振興室長> 施設に近い戸沢村とかは海を利用したいということで庄内に行ったりとか、最上町は宮城県の国立花山少年自然の家に行くという事情があるようです。
- <涌 井 委 員> 新庄市内の小学校の子たちは 5 年生に必ず行っているんですけど、娘が 5 年生のときに、今まで 3 泊 4 日だったのに 2 泊 3 日になってしまって、娘たちはものすごくがっかりしていました。色んな合宿とかも減ったりしているんですかね。初めて行ったときには素晴らしい施設だなと感動した記憶があります。
- <廣瀬教育長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第 2 号は原案のとおり可決いたします。
- <廣瀬教育長> 次の議第 3 号は人事に関する案件であることから、これより秘密会と

していかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第3号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<廣瀬教育長>

これで、第1041回教育委員会を閉会いたします。